

令和5年度農地中間管理事業の活動方針

公益社団法人岩手県農業公社
(岩手県農地中間管理機構)

1 基本的な考え方

- (1) 令和4年度は、県内431の地域農業マスタープランの実践の取組が本格的に動き出したことから、31市町村に選定された集中支援モデル地区の取組目標の達成に向けた支援を行うなど、農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）が計画的に活用されるよう活動するとともに、中心経営体への農地の集積・集約化を図りました。
- (2) 国は、農業経営基盤強化促進法等の一部改正を行い、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）を目標地図（地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿を明確化する地図）を含めた市町村が策定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）として法定化し、その実現に向け、機構事業の活用により農地の集積・集約化を進めることとしています。
- (3) 公社では、地域の話合いに積極的に参加し、改正法に基づく新たな農地貸借等の仕組みを周知するとともに、機構事業の活用を促進するほか、遊休農地を含めた農地の集積・集約化を図るため、農業委員会等と地域内外の出し手・受け手の情報を共有しながら、現地活動を一層強化することとしています。

【参考：年度別貸借実績】

(単位：ha)

年度	区分	計画	実績	達成率	新規集積	集積率
H26	借入	2,000	3,842	192.1%		
	貸付	2,000	2,359	118.0%	956	47.9%
H27	借入	3,600	5,054	140.4%		
	貸付	3,600	5,222	145.1%	2,327	49.4%
H28	借入	3,600	2,513	69.8%		
	貸付	3,600	3,165	87.9%	1,618	50.6%
H29	借入	3,600	1,986	55.2%		
	貸付	3,600	2,137	59.4%	966	51.9%
H30	借入	3,600	1,225	34.0%		
	貸付	3,600	2,053	57.0%	1,401	53.0%
R元	借入	2,600	2,146	82.5%		
	貸付	2,600	2,922	112.4%	1,261	53.4%
R2	借入	2,300	1,854	80.6%		
	貸付	2,600	2,849	109.6%	907	53.7%
R3	借入	2,300	2,221	96.6%		
	貸付	2,600	2,792	107.4%	1,085	54.5%
R4	借入	2,300	1,810	78.7%		
	貸付	2,600	2,117	81.4%	調査中	調査中
計	借入	25,900	22,651	87.5%		
	貸付	26,800	25,616	95.6%	10,521	-

注) 集積率は、国の定義による。

2 計画面積

県が設定した担い手への新規集積目標 2,300ha（うち農業公社 1,100ha）の達成に向け、農地の貸借面積は、昨年度と同様、借入面積 2,300ha、貸付面積 2,600ha とします。

【借入・貸付計画】

（単位：ha、千円、％）

区 分	5年度計画		4年度計画		前年度対比	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
借 入	2,300	77,000	2,300	77,000	100.0	100.0
貸 付	2,600	87,000	2,600	87,000	100.0	100.0
うち新規集積	1,100	—	1,100	—	100.0	—

注1) 貸付の面積及び金額には、借入を伴わない再設定、再配分約 300ha を含みます。

注2) 金額には、翌年度から発生する賃料が含まれています。

3 推進体制の強化

(1) 効率的な貸借業務の推進

年々増加する貸借管理事務に加え、改正法に基づく新たな農地の貸借事務への円滑な移行や令和6年度からの貸借期間満了に伴う再設定に向け、部内執行体制の充実や事務の外部委託などにより効率的な貸借業務を進めます。

(2) 関係機関等との連携強化

農用地利用集積等促進計画による新たな農地貸借等の仕組みや関連制度の理解醸成及び職員の資質向上を図るため、農業会議等との協働により機構事業担当者会議や研修会等を開催します。

4 農地の集積・集約化の推進

(1) 地域計画の策定支援

市町村の地域計画の策定に向け、市町村推進チームの一員として協議の場へ参画し、地域外の受け手情報の収集や提供などにより、話し合いが円滑に進むよう支援します。

特に、県及び市町村が広域振興局単位に選定する地域計画策定先行モデル地区への支援については、関係機関・団体との連携を強化し、目標地区の作成が円滑に進められるよう支援します。

また、地域計画に掲げる認定農業者など農業を担う者に対し、機構事業の活用を積極的に促し、同計画の実現に資するよう農地の貸借等を進めます。

(2) 遊休農地等の利用促進

借受け希望があった遊休農地で簡易な整備が必要な場合は、出し手や受け手と十分に協議し、遊休農地解消緊急対策事業等の導入を検討します。

また、農業委員会による所有者不確知農地に関する公示を経て、知事裁定により公社に利用権を設定する農地については、所有者不明農地借入事業を活用し、貸借を進めます。

【所有者不明農地借入事業計画】

（単位：ha、千円、％）

区 分	5年度計画		4年度計画		前年度対比	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
所有者不明農地借入事業	15.0	3,000	—	—	—	—

(3) 基盤整備事業との連携強化

ほ場整備事業が農地の集積・集約化の契機となることから、ほ場整備を計画中又は実施中の土地改良区に対し機構事業の周知や活用の働きかけ等の業務を引き続き委託します。

また、農家負担なしではほ場整備を実施できる機構関連農地整備事業の導入を計画している地区について、農地中間管理権の設定を進めます。

(4) 集中支援モデル地区等への機構事業の推進

県及び市町村が選定する集中支援モデル地区の取組目標の達成に向け、他地域での取組事例を紹介するなど、計画的に機構事業等が活用されるよう引き続ききめ細やかに支援していきます。

(5) 機構事業の周知

機構事業のパンフレット及び便覧の更新のほか、市町村広報等による周知等により、地域計画策定など関連施策も含めた機構事業等のPRを行います。

5 貸借農地等の適正な管理

(1) 貸借管理事務の効率化

令和6年度以降の再設定等に向け、文書管理システムによる過年度関係書類等（約4万5千件）の電子化に引き続き取り組みます。

(2) 未収金・未払金の発生防止・解消

受け手農家へは振替口座残高の確認と違約金発生の周知を、出し手農家へは振込口座の事前確認を徹底します。

また、未収金については、債権の管理に関する規程等に基づく事務手続きにより、未払金については、市町村等の協力を得ながら所有者等の変更手続きなどにより、それぞれ解消に向けた取組を進めます。

6 農地中間管理機構の特例事業（売買事業）

特例事業については、税制面等のメリットがあることから、農業経営の規模拡大に向けて農地の取得を希望する認定農業者等のため、農業委員会や市町村等と連携し、引き続き積極的に取り組みます。

【買入・売渡計画】

(単位：ha、千円、%)

区 分	5年度計画		4年度計画		前年度対比	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
買 入	90.0	147,000	90.0	150,000	100.0	98.0
売 渡	90.0	147,000	90.0	150,000	100.0	98.0